作成年月日;令 和 5 年 5 月 評価責任者;地域産業基盤整備課長 向野陽一郎 実 施 者;地域経済産業G地域産業基盤整備課

## 令和5年度 事前評価書

	<u> </u>	-			
	事業名:横浜市工業用水道強靱化事業		事業者名:横浜市		
計画概要	給水区域 鶴見区、神奈川区、西区、中区、保土ケ谷		給水開始(予定)年月日 相模湖系統:昭和35年10月 (一部給水開始年月日) 馬入川系統:昭和40年 9月		
	区、旭区、磯子区、戸塚区及び栄区の一部				
	計画給水量 — ㎡/日		現行給水能力 362,000㎡/日		
	契約給水量 254,700㎡/日		契約率	70.4%	実給水量 150,480㎡/日
	地域区分	地盤沈下・基盤	整備	四大	新産 ・ 工特 ・ その他
	工期 令和5年度				
水源・予算 規模	水源	取水量		配水区分	浄水配水
	霞ヶ浦導水 4.21㎡/			基本料金	25.0円/㎡
			S	基本使用料	├金 4. 1円/m³
	<ul> <li>総事業費</li> <li>補助対象事業費</li> <li>補助金総額</li> <li>令和5年度要求補助金額</li> <li>補助率</li> </ul>	1,515,700千円 1,515,700千円 290,900千円 290,900千円 22.5、15.0%		資金計画構 国 庫 般 会 地 方 で	金 19.2%
事業目的及び事業概要	横浜市工業用水道は建設後約60年近くが経過し、管路を中心とした各施設で耐震性能が備わっておらず、切迫し				
	ている南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震発生時への対策が完了していない状況である。また、横浜市工				
	業用水道の管路は樹枝状管路であるため、大規模地震等の震災により1箇所でも損壊が生じると広範囲に渡り断水が				
	発生する可能性が高いこと、さらには供給先に発電所やガス供給会社、製油所などがあることから、供給支障による				
	経済損失のほか、市民生活にも多大な影響を与えることも考えられる。そのため、これらの状況を踏まえ、耐震性能				
	が備わっていない施設の耐震化工事等を実施するものである。事業概要としては、断水発生時、多数のユーザーへの				
	影響が想定される送水管の布設替工事等で、総事業費は約15億円を予定している。				
地下水保全 (地下水転 換を含む) の必要性	a) 工業用水法における指定地域へ給水する事業 (鶴見区(京浜急行電鉄本線以南の地域に限る。)、神奈川区 (京浜急行電鉄本線以南の地域に限る。)) b) 工業用水法以外の法律 ・ 条令等により、地下水の取水が規制される地域へ給水する事業 [関連する法律等の名称: c) その他[a)以外の地域は地下水保全の必要性無し				
事業着手の 緊急性	【建設事業】 a)既に着工している [着工: 年 月] b)給水の要望があり、早急に事業を着手しなければならない [給水開始: 年 月] c)工業団地の分譲開始に向け、早急に事業を着手しなければならない [分譲開始: 年 月] d)その他 [ ]				

## 【改築事業及び強靱化事業】

- a)漏水事故により、公共施設、住宅等に被害を及ぼした b)工業用水道施設に係る事故、トラブルにより給水先に被害を及ぼした c)大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域内に施設がある
- d)ハザードマップ等の浸水想定区域内に施設がある
- e)原水の悪化により支障が生じている
- f)川床変動により取水に支障が生じている
- g) その他 [南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推 進地域内に施設がある]

費用便益比:2.14

評価の対象とする便益項目:地震による施設損壊リスク削減便益(利用者) 地震による施設損壊リスク削減便益 (供給者)

事業を実施費用便益 した場合の比の算定 費用対効果に含まれ

地域振 興と計 施策名:無 画との

施策名、指定地域及び関連する法律、条例 指定地域:無

関連する法律等の名称:無

関連性 ていない

特別な事 情

その他の その他の特別な事情:無

## 評価結果

分析

工業用水道事業に係る政策評価実施要領に照らし合わせた結果、前提指標である費用便益比1.0以上等を満たしてお り、優先採択指数である地下水保全の必要性や事業着手の緊急性を要していることから、本事業は補助対象として妥当であ るため交付決定を行うこととする。